保護者の皆様へ

モバイル Wi-Fi ルーターの無償貸出しのお知らせ

上山市教育委員会

上山市では、インターネットを活用した学習環境の整備促進のため、市内の小中学校に在籍する児童生徒の保護者の方に、無償でモバイル Wi-Fi ルーターを貸出し（１世帯１台）します。貸出しを希望される方は、下記のとおり申請の手続きをお願いします。

１ 貸出しする機器等



【貸出しする機器等の詳細】

①モバイル Wi-Fi ルーター本体

②電池パック

③充電用 USB ケーブル

④AC アダプタ

⑤取扱説明書

⑥格納箱

２ 費用負担

モバイル Wi-Fi ルーターは無償で貸出しますが、SIM カード契約やインターネット接続に係る通信費、電気代等のモバイル Wi-Fi ルーターの使用に伴い発生する費用は、各家庭での負担となります。

３ 申請手続

（１）申請に必要な書類

①「家庭学習のための通信機器貸与申請書」　※受付は随時

（教育企画課みらい教育創造係（市役所 3 階）または上山市 HP から入手できます。）

②保護者の個人番号カードまたは運転免許証等の本人確認書類（窓口来庁の場合）

（２）申請先

教育企画課みらい教育創造係（市役所３階）までお持ちいただくか、郵送により提出してください。

（〒999-3192 上山市河崎一丁目 1－10 上山市教育委員会 教育企画課みらい教育創造係）

４ 注意事項

（１） 使用するためには SIM カードが必要です（携帯電話会社等にお問い合わせてください）。なお、使用できる SIM カードは「microSIM」のみとなります。

（２） 貸出しするモバイル Wi-Fi ルーターは、SIM ロックフリーの端末になりますが、SIM カードが使用できるかは契約する携帯電話会社等に確認してください。

（３） SIM カードの取り付け及び SIM カードの初期設定は各家庭で行ってください。

（４） 貸出期間は当該年度の３月末までです。継続して使用するためには、年度末に継続届を提出していただきます。

（５） インターネット環境の整備等により、モバイル Wi-Fi ルーターが必要で無くなった場合は速やかに返却してください。

５ 貸出しするモバイル Wi-Fi ルーターについて

メーカー	富士ソフト株式会社
商品名・型番	LTE モバイルルーター ＋F FS030W

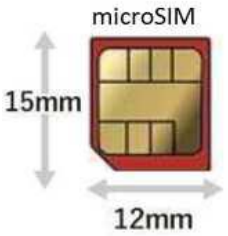

SIM カードは microSIM を契約できる事業者と契約してください。

※現在３大キャリア（docomo、au、ソフトバンク）は取扱をしていないため、契約事業者につきましては、下記問合せ先にご連絡願います。

６ 自宅に Wi-Fi 環境を整備する方法

貸出しするモバイル Wi-Fi ルーターのほかに、下記の方法により Wi-Fi 環境を整備することができます。

（１）光回線と Wi-Fi ルーター

自宅に直接光ファイバーを引き込んでインターネットに接続する方法です。高速・大容量で安定していますが、開通工事が必要となります。光ファイバーの引き込み後、Wi-Fi ルーターを設置することで Wi-Fi 環境が整います。

（２）据置型 Wi-Fi ルーター（ホームルーター）

コンセントにつなぐだけで Wi-Fi 環境が整い、インターネットへ接続することができます。工事不要ですぐに使えます。

７ Wi-Fi 環境の整備に向けて

Wi-Fi 環境の整備については、各家庭により状況が異なりますので、各家庭において最適な方法により整備を検討してください。また、使用している携帯電話とセットで割引となるプランなどもあるので、契約している携帯電話会社に問い合わせてみる方法もあります。

なお、既に家庭のパソコンでインターネットを利用している場合は、モバイル Wi-Fi ルーターの貸与を受けて新たに通信契約するよりも、自宅のモデムに Wi-Fi ルーターを接続する方が経済的な場合があります。家庭における現在の通信環境を確認した上で検討をしてください。

【本件に関する問合せ先】

上山市教育委員会 教育企画課みらい教育創造係 TEL023-672-1111